

令和6年度 北中学校 生徒心得

1 登下校について（令和6年4月1日一部改訂）

- (1) 登校は8:00までの早登校を心掛ける。
- (2) 放課後過ごし方について
放課後の活動は、教師、顧問の管理・責任のもと行い、下記の完全下校完了時間を守る。
※下校時間や、活動場所の管理、整理整頓等に支障あるときは、活動を制限する事がある。
ア 2月～10月（夏季）18:30活動終了 19:00完全下校完了
イ 11月～1月（冬季）18:00活動終了 18:30完全下校完了
- (3) 登下校の際は、交通ルールを守るようにする。
 - ① 歩行の際は道路右側の歩道、自転車の際は道路の左端を走行する。
 - ② 信号無視や自転車での危険運転や行為、二人乗りは絶対にしない。
 - ③ 自転車乗車の際はヘルメット着用を**努力義務とする**。
 - ④ 校内での自転車乗車は安全面を考慮し禁止とする。
- (4) 登下校の際、コンビニやスーパー等に立ち寄りたり、買い食いはしない。

2 校内生活の心がけ（令和6年4月1日一部改訂）

- (1) 学習スタンダード「9項目」を守り、実践する。
 - ① 学習用具の準備 授業前に学習用具をそろえる。
 - ② 整理整頓 机上に学習用具を準備する。
 - ③ 時間を守る ベルの合図で授業を始める。
 - ④ 授業の始めと終わりのあいさつ。
(立腰、黙想、礼、お願いします・ありがとうございました)
 - ⑤ 聴く姿勢 手に物を持たず、話し相手に体を向けて目と耳と心で聴く。
 - ⑥ 伝える姿勢 わかりやすい言葉で自分の考えを伝える＝「相手意識」
 - ⑦ 書く姿勢 相手が読みやすい文字で書く。
 - ⑧ 学ぶ姿勢 友達と考えを深め合いながら学ぶ。
 - ⑨ 家庭学習 授業と連動した家庭学習に取り組む。
- (2) 休み時間・昼休み休憩時間
 - ① 10分間の休み時間には、次の授業の準備をする。
 - ② 昼休み休憩時間は、トランプ・UNO・将棋・囲碁は認めるが、図書室では禁止とする。
 - ③ 教室移動の際、教室の戸締まり、消灯、エアコンの電源を切る。
 - ④ 校舎内では、安全に気をつけ時間に余裕を持って移動する。
 - ⑤ 校舎内では、大声を上げたり、騒いだりしない。
 - ⑥ タブレットPC使用は目的を明確にし、担当教諭、担任の許可を得る。
- (3) 所持品
 - ① 所持品には、名前を記入し、紛失したときは先生に連絡する。
 - ② 学習に必要なもの以外は、一切持参しない。
(携帯小説、漫画、お菓子、ガム、飲み物（水筒は可）、ボール等は禁止とする)
 - ③ 置き本はしないようにする。(許可された学習用具以外は持ち帰ること)
 - ④ 諸会費や電話連絡用小銭などのお金以外は持参しない。
 - ⑤ 携帯電話・スマートフォンは、校内持ち込み原則禁止。
下校後、土、日、祝祭日であっても携帯電話・スマートフォンの持ち込みは原則禁止。
部活動時や校外活動時における持ち込みについても原則禁止とするが、顧問が必要と判

断した場合のみ、顧問と保護者が連携を取り、保護者責任のもと、顧問が持ち込みを臨時的に認める。

⑥ 無香料タイプの制汗剤及び日焼け止めを認める。 使用后、散乱している場面が多々見られたりするなど、使用状況によっては一時的に使用禁止となる場合がある。

⑦ カラーコンタクト、色つきリップ等の化粧用品は全て禁止とする。

(4) 給食

① 給食の前には、手を清潔にする。

② 準備や片付けは時間通りにできるように全員で協力して速やかに行う。

③ 食事マナーを守り飛沫飛散防止に努める。

(5) 清掃

① 清掃時間は、教室や分担区の清掃を真面目に行う。

② 清掃用具（ほうき・ちりとり等）は大切に使用する。

③ 全員で協力し合って行う。

④ 清掃は終了時刻まで行い担当の先生に終了の報告を必ず行う。

(6) その他

① 登校後は、無断で校舎敷地外にでない。忘れ物があるときは保護者に連絡し校舎敷地内に持ってきてもらう。休み時間やお昼休みに自宅に戻ることは原則認めない。

② 職員室には、必要以外は出入りしない。（出入りする時は必ず用件を伝える）

③ 体育用具・工具等を使用するときは、係りの先生の許可を受ける。
（使用後は、所定の位置に戻す。）

④ 公共物（校舎、机、椅子、ガラス等）は大切に使う。破損の場合は、先生に連絡し修繕して使用する。

⑤ 放課後や休日に校内でたむろしない。

3 礼儀・言葉遣い

(1) 学校へのお客様・先生には丁寧なあいさつを心掛ける。

(2) 友達同士であっても、明るいあいさつを心掛ける。

(3) 他人に迷惑をかけたときは「ごめんなさい」「すみません」と素直な態度で詫言を入れる。

(4) 物を借りるときは、相手に断りを入れ、また、借りた物は必ず返す。

(5) 丁寧な言葉遣いで、乱暴な言葉や他人を傷つけるような言葉は使わない。

4 校外生活（令和6年4月1日一部改訂）

(1) 外出の際は、行き先・誰と・帰宅時間保護者と連携を取る。

(2) 午後9時以降の夜間外出や友人宅での外泊は絶対にしない。（青少年保護条例で、午後10時～翌午前4時の外出は禁止）

(3) 計画的な家庭学習を継続して行う。

(4) 習い事・塾等からは、寄り道をせず、早めに帰宅する。

(5) SNS使用については個人情報の取り扱いや人権侵害にならないよう保護者と本人の責任のもと使用する。

5 諸 届（令和6年4月1日一部改訂）

(1) 欠席は、保護者がWeb欠席届け又は、学校へ電話連絡とする。

(2) 早退は、担任か養護教諭が保護者に連絡を取り、引き渡しとする。

(3) 体調が優れず、保健室で休息・休養する場合は、養護教諭の判断とし、学級担任及び教科担任に連絡をする。（生徒自身の判断で保健室にて休息・休養することは認めない）

6 服 装 服装の項目を守り、正しい身なりを心がける。

共通

(令和6年4月1日一部訂正)

- ① 指定の学生服の上下を着用する。
- ② 指定ジャージの着用を認める。(寒い時、体調不良時など)
- ③ ブレスレットやアンクレットなど、学習に不必要と判断される装飾品は身につけない。但し腕時計は可とする。

タイプ A

- ア 上着は、白の Y シャツとする。Y シャツの下は、無地の T シャツ (肌着) 又は各学年の体育着とする。ハイネックやそれ以外のシャツは認めない。
- イ Y シャツネームはネーム入れタイプのうちから 1 つ選択し、紺色とする
- ウ ズボンは、夏・冬併用の指定の学生ズボンのみとする。それ以外は認めない。学生ズボンを下げてはかない。
- エ ベルトの色は、黒・紺・茶 (単色) とする。

タイプ B

- ア 上着は、白のセーラー服とする。セーラー服の下は、無地の T シャツ (肌着) か体育着とする。
- イ スカートは、タイプ C・タイプ併用とする。(花紺のひだスカート むかいひだ・まわりひだ可) スカートの長さはひざをかくす程度とする。短くつめたり、ウエスト部分を折ったりしない。
- ウ リボンの色は、紺色とする。
- エ セーラー服ネームはネーム入れタイプのうちから 1 つ選択し、北中の頭文字 K の色は、紺色とする。

タイプ C

- ア 上着は学生服 (学ラン) を着用する。
- イ 学生服は標準型とする。短ランは禁止とする。
- ウ 学生服。ネームはネーム入れタイプのうちから 1 つ選択し、オレンジ色とする
- エ 学制服の中からは Y シャツ (半袖)・無地の T シャツ (肌着)・体育着とする。
- オ ボタンは北マーク、さくらマークのボタンとする。但し、ガラスボタンは禁止。
- カ 裏ボタンは制服購入時についているものに限る。[ガラスやチェーン類禁止]
- キ マフラー、ネックウォーマーは禁止は登下校時のみ認める。【ネックウォーマーは部活動時可】

タイプ D

- ア 上着は、花紺のセーラー服とする。
セーラー服の下は、無地の T シャツ (肌着) か体育着とする。
- イ ネクタイと北中の頭文字 K の色は、ベージュ色とする。
- ウ セーラー服ネームはネーム入れタイプのうちから 1 つ選択し、オレンジ色とする
- エ セーター、カーディガンは認めない。但しマフラー、ネックウォーマーは登下校時のみ認める。【ネックウォーマーは部活動時可】
但し、タイツ、レギンスに関しては黒色 (柄なし) に限って、着用を認める。

* 制服は北中学校制服協力店で購入したものを着用する

* 兄弟・先輩からのお下がりについては、北中学校制服協力店で購入された、自分の体に合うものを、ネーム刺繍を変更し着用する。

ネーム刺繍入れタイプ

学 校 名

北 中

のみのタイプ

学校名+名字

北 中
渡 久 山

のみのタイプ

学校名+氏名

北 中
渡久山 太郎

のタイプ

※制服選択については随時相談に応じます。

7 髪の長さや髪型について（令和5年4月1日一部改正）

さわやかかつ清潔感がある髪型を基本とする。そり込みやパーマ（※ただし縮毛矯正のためのパーマに限り認める）脱色や染髪は禁止とする。長い場合は学習の妨げにならないよう束ねる。

8 眉について（令和5年4月1日一部改正）

- (1) 校外学習や体験学習、入学体験等、学びや進路に影響がないようにする。
※影響があるとは、各種部活動大会独自の規定や体験先の規定がある場合や威圧感や恐怖感を与えてしまう場合のことをさす。
- (2) メイクは原則認めない。

9 はきものについて（令和6年4月1日一部改訂）

- (1) 靴は学校生活に支障がなく、活動や運動に適したものとする。

10 休日の登校時の服装について

- (1) 休日の部活動、生徒会活動の際は、各部活動で定められた練習着で登校する。
- (2) 夏休み等の日直時は、体育着（上下）とする。（指定ジャージ可）
部活動等がある場合は、定められた練習着で参加する。
- (3) 上記(1)(2)の活動時は、必ず靴で登校する。（サンダル等は認めない）

11 自転車通学（令和6年4月1日一部改正）

- (1) 自転車通学は、学校長に自転車通学許可願いを提出し、認められた場合のみ自転車通学許可証（ステッカー）が発行され後輪カバーなど自動車から確認できる見える位置に貼り通学する。（防犯登録をすることを推奨する）
- (2) 自転車乗車の際には自転車用ヘルメット着用を**努力義務とする**。
（令和5年4月自転車乗車時ヘルメット着用努力義務化に伴う）
- (3) 自転車は、指定の場所に駐輪し、必ず鍵をかける。
- (4) 危険運転や無施錠、整備不良、指定外区域駐輪において指導を受け、改善が見られないと学校が判断した場合は校長判断で自転車通学許可を取り消す。再度許可願いがあった場合は本人、保護者へ再確認の指導を行い、校長の判断で許可を行う。

12 カバンについて（令和5年4月1日一部改正）

(1) 教科書や必要な物が入る大きさで耐久性のあるリュック、スポーツバックとする。

13 その他の確認

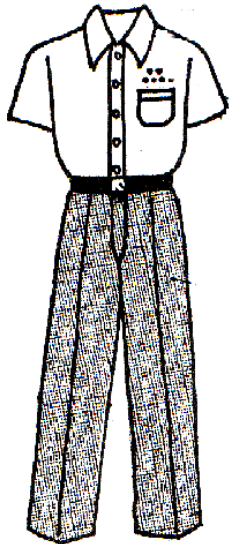
※生徒心得について、本人にとって不都合が生じるような場合は、

例外として学校長判断のもと条件付きで認めることがある。

（学校長との面談、別紙の配慮願い書提出が必要となる。）

14 資料（制服規定）

夏の制服 タイプ A



タイプ B



冬の制服 タイプ C



タイプ D

